

# In depth

## A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

August 2014

No.INT 2014-05

## IFRS 第9号:分類および測定

背景	1
モデルの概要	3
モデルの詳細	4
経過措置	17
適用上の課題	19

### 要点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年7月24日、国際会計基準 (IAS) 第39号のガイダンスの大部分を置き換える、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」の完全版を公表しました。この完全版には、特定の負債性金融商品にその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) の測定区分を取り入れることによる、金融資産の分類および測定についての修正ガイダンスが含まれています。また、減損損失の認識のタイミングが早まることになる新しい減損モデルも含まれています。

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された負債について、自己の信用リスクの変動をその他の包括利益で認識することを除き、金融負債の分類および測定に変更はありませんでした。また、当基準には、2013年11月に公表されたヘッジの新しいガイダンスも含まれています。これらの変更は、重要な金融資産を有する企業、特に金融機関に重大な影響を及ぼす可能性があります。IFRS 第9号は、2018年1月1日以後に開始する事業年度より適用され、一部の国・地域においては承認を受けなければなりません。

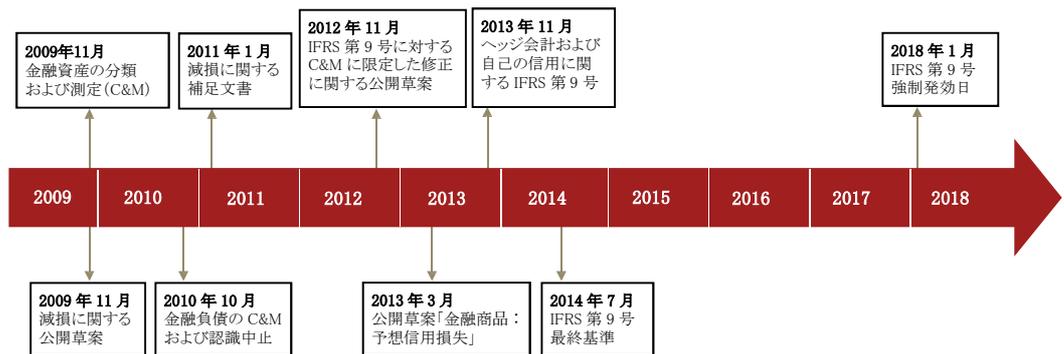
このIn depthでは、金融資産の分類および測定に対する変更を解説しています。新しい減損モデルの詳細については、PwCの実務ガイド、In depth「[IFRS第9号:予想信用損失 \(IFRS 9: Expected credit losses\)](#)」をご覧ください。また一般ヘッジ会計モデルについては、PwCの実務ガイド「[一般ヘッジ会計 \(General hedge accounting\)](#)」をご覧ください。

### 背景

金融危機の最中、20 カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議 (G20) は、国際的な会計基準設定主体に対して、単一で質の高い国際基準を開発するという目的に向かって集中的に取り組むことを要請しました。この要請への対応として、IASB および米国財務会計基準審議会 (FASB) は、新しい金融商品基準を共同で開発するための取り組みを開始しました。IASB は、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトを加速することを決定し、このプロジェクトを「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ」という3つの主要なフェーズに細分化しました。マクロヘッジ<sup>1</sup>は別個のプロジェクトと考えられています。

<sup>1</sup> 「動的 (ダイナミック) リスク管理に関わる会計処理: マクロヘッジへのポートフォリオ再評価アプローチ」に関するディスカッション・ペーパー (DP) は、2014年4月に公表されています。

## IFRS 第9号の経緯の概要とスケジュール



2009年11月、IASBは、IAS第39号を置き換えるプロジェクトの最初のマイルストーンであるIFRS第9号(2009年)を公表しました。この基準は、金融資産の分類および測定を、「償却原価」と「純損益を通じて公正価値測定」(FVPL)の2つのみの測定区分とすることを要求しました。

2010年10月、IASBは、金融負債および金融商品の認識中止に関するガイダンス、ならびに、特に、自己の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動をその他の包括利益(「OCI」)に表示することを求める要求事項を含めるために、アップデート版のIFRS第9号(2010年)「金融商品」を公表しました。

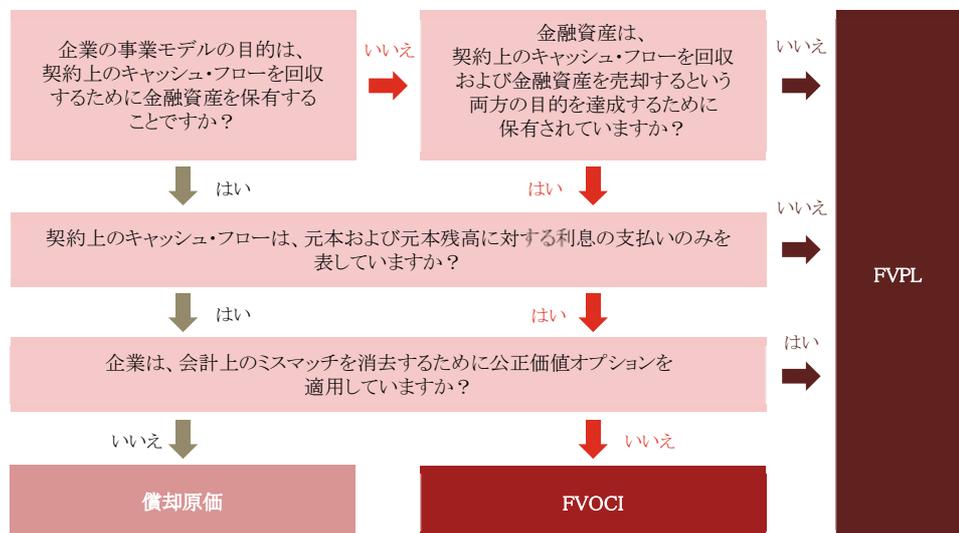
2013年3月、IASBは、利害関係者から提起された具体的な適用上の疑問に対処するため、また米国財務会計基準審議会(FASB)の金融商品に関する暫定的な分類および測定モデルとの主要な相違点を減らすために、IFRS第9号(2010年)に対する限定的修正に関する公開草案(ED)を公表しました。しかし、FASBは、IASBモデルに類似した分類および測定モデルを先に進めないことを暫定的に決定しました。その結果、FASBの分類および測定プロジェクトでは、現行の米国会計基準(US GAAP)への変更はほとんどないものと見込まれます。

2013年11月、IASBは、マクロヘッジを除くヘッジの最終的な要求事項を公表しました。

2014年7月、IASBは、IFRS第9号の新しい完全版(以下、「IFRS第9号」または「新基準」)を公表しました。これには、新しいヘッジ会計、減損、ならびに分類および測定の要求事項が含まれています。

## モデルの概要

負債性金融商品<sup>2</sup>に対する投資についてのIFRS第9号に基づく分類は、金融資産を管理する企業の事業モデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性によって決定されます。



以下の要件の両方が満たされる場合、金融資産は償却原価で測定されます。

- 資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている。
- 資産の契約上のキャッシュ・フローは、「元本および(元本残高に対する)利息の支払いのみ」(SPPI)<sup>3</sup>を表わしている。

この測定区分に含まれる金融資産は、当初に公正価値で認識され、事後的に償却原価で測定されます。

以下の要件の両方が満たされる場合、金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定されます。

- 事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収し、金融資産を売却することにより達成される。
- 資産の契約上のキャッシュ・フローは、SPPIを表している。

FVOCI カテゴリーに含まれる金融資産は、公正価値で当初に認識され、また、事後的に測定されます。純損益で認識される、減損の利得または損失の認識、金利収益、および外国為替の利得および損失以外の帳簿価額の変動は、OCIを通じて認識されます。金融資産の認識を中止する場合、OCIで以前に認識された利得または損失の累計額は、資本から純損益に分類変更されます。

新しいモデルの下で、FVPLは残余カテゴリーです。金融資産がFVOCIまたは償却原価の要件を満たさない場合、FVPLとして分類しなければなりません。

FVPL カテゴリーに含まれる金融資産は、公正価値で測定され、すべての変動は純損益を通じて認識しなければなりません。

<sup>2</sup> 資本性金融商品への投資の会計処理は、本稿の独立した別のセクションで説明されています。

<sup>3</sup> 「元本および(元本残高に係る)利息の支払いのみ」の意味は、以下のセクションで詳しく説明されています。

事業モデルの評価にかかわらず、金融資産を FVPL に分類することが測定または認識の不整合（「会計上のミスマッチ」）を低減または消去する場合、企業は、金融資産の FVPL 分類を選択できます。

稀にしか発生しないと予想されますが、カテゴリ間での分類変更は認められています。

本稿は、分類および測定モデルの概要を説明したものであり、事業モデルの評価および SPPI 条件に関する詳しい情報は以下に含まれています。

## モデルの詳細

### 事業モデルの評価

IFRS 第 9 号は、すべての金融資産を、金融資産を管理する事業モデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、償却原価、FVOCI、または FVPL で事後的に測定することを要求しています。事業モデルは、資産の管理方法および事業の業績が経営幹部に報告される方法の中で、企業の主要な経営幹部によって決定されます。

事業モデルは、特定の事業目的を達成するために一緒に管理されている金融資産グループを反映するレベルで決定されます。そのため、個々の金融商品ごとの分析ではなく、より高い集計したレベルで分析が行われる可能性があります。

#### PwC の見解

単一の企業が、金融商品の管理について複数の事業モデルを有することができます。例えば、企業は、ある投資ポートフォリオを契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有し、別の投資ポートフォリオを、公正価値の変動を実現するために売却目的で保有することが可能です。

ある状況において、企業の金融資産の管理方法を反映させるために、金融資産のポートフォリオをサブポートフォリオに区分することが適切な場合があります。例えば、企業は不動産担保ローンのポートフォリオを組成または購入し、当該ローンの一部を契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で管理し、その他のローンを売却目的で管理する場合があります。

経営者は、事業モデルを反映させるため、このポートフォリオをサブポートフォリオに分割することが予想されます。どの金融資産が回収目的、回収および売却目的、または売買目的で保有されているのか、ポートフォリオの中で区別することが困難な場合があることから、これは高度な判断を要する領域になります。

金融資産を管理する企業の事業モデルは事実の問題であり、単なるアサーション（経営者の言明）ではありません。通常、事業モデルは、その目的を達成するために企業が行っている活動を通じて観察することが可能です。経営者は、判断を用いる必要があります。金融資産を管理する事業モデルは、単一の要因または活動によって決定されるわけではありません。経営者は、評価日に入手可能なすべての関連性のある証拠を検討しなければなりません。そのような関連性のある証拠には、以下が含まれます（ただし、これらの限定されるものではありません）。

- 事業モデル（および、保有されている金融資産）の業績の評価方法および企業の経営幹部への報告の方法
- 事業モデル（および、保有されている金融資産）の業績に影響するリスク、および特にそのようなリスクの管理方法
- 事業の管理者の報酬（例えば、報酬は管理している資産の公正価値に基づくか、または回収した契約上のキャッシュ・フローに基づくか）

### **PwC の見解**

事業モデルの評価は、高度な判断を要します。特定の金融商品に関連する場合、その評価は、事実や状況、および企業の目的によって異なります。企業は、資産を管理する意図およびモデルによっては、3つのカテゴリすべてにおいて、同じ種類の金融商品(国債など)を保有している場合があります。

### **「回収のために保有する」事業モデル**

企業の目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産(または資産のポートフォリオ)を保有することである場合、その資産(またはポートフォリオ)は、SPPI 要求事項を満たしていることを条件に、「回収のために保有する」事業モデルに分類されることとなります。

企業の事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであったとしても、企業はそれらの金融商品のすべてを満期まで保有する必要はありません。したがって、金融資産の売却が発生する、または将来発生する見込みである場合でも、企業の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性があります。

IFRS 第 9 号は、「回収のために保有する」事業モデルの中の売却を評価するにあたり、考慮すべき以下の特定事項について、ガイダンスを提供しています。

- 過去の売却頻度、時期、および取引量
- 売却理由(信用度の悪化等)
- 将来における売却活動についての見込み

売却自体は事業モデルの評価の決定的な要因ではないため、売却活動に関する情報は単独で考慮すべきではありません。過去の売却に関する情報や将来の売却に関する見込みは、企業の金融資産の管理目的に関連する証拠、特にどのようにキャッシュ・フローが実現されどのように価値が生じるかについての証拠を提供します。信用悪化による潜在的な損失を最小化することを目的とした信用リスク管理活動は、回収のために保有する事業活動と整合していないというわけではありません。企業の文書化された投資方針に明記された信用要件を満たさないことによる金融資産の売却は、信用リスクの増大によって発生する売却の一例です。ただし、このような投資方針がない場合、企業は、信用リスクの増大によって売却が発生したことを他の方法によって立証することも可能です。

信用リスクの管理活動に関連しない満期前の金融商品の売却または譲渡は、それらが(価値が重大であったとしても)頻繁には発生しない場合、または個々の商品もしくは集約した商品の価値が僅少である場合(頻繁であったとしても)には、事業モデルと整合することがあります。

「頻繁ではない」または「重要」を表す売却の頻度に明確な閾値はなく、企業は、事実や状況に基づいて判断する必要があります。企業が、売却理由を説明することができ、なぜそれらの売却が事業モデルの変更を反映しないかを立証できる場合には、特定の期間における売却の頻度や価値の増加が、必ずしも契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する目的と整合しないわけではありません。さらに、金融資産の売却が当該金融資産の満期近くに行われ、売却代金が残りの契約上のキャッシュ・フローの回収額と近似する場合、当該金融資産の売却は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する目的と整合的になり得ます。新しい基準には、事業モデルの評価方法に関する多くの設例が示されています。

### **PwC の見解**

売却が事業モデルの評価を左右しない場合であっても、そのような売却が金融資産(または金融資産グループ)を「回収のために保有する」事業モデルの中に分類することを妨げるか否かを判定する際に、経営者は売却の理由について明確にする必要があります。企業は、この情報を追跡するためのプロセスの確立を検討してもよいでしょう。

## 「回収および売却のために保有する」事業モデル

企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するとともに金融資産を売却することにより特定の目的を達成するために金融資産を保有する場合があります(これにより、FVOCI 事業モデルとして知られている「回収および売却目的保有の事業モデル」に適格となります)。この事業モデルにおける目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収することのみが目的である「回収のために保有する」事業モデルとは異なり、契約上のキャッシュ・フローを回収するとともに金融資産を売却することによって達成されます。

FVOCI 事業モデルと整合することとなる事業モデルの目的の例は、以下のとおりです。

- 日次の流動性ニーズの管理
- 特定の利回りパターンの維持
- 金融資産のデュレーションとその資産が資金調達している負債のデュレーションとの合致

前述のとおり、新しい基準には事業モデルの評価方法について多くの設例が含まれています。

### PwC の見解

FVOCI カテゴリーは、企業が利回りを得るために負債性金融商品に投資しているものの価格が有利だとみなす場合、または企業のリスクの純額、デュレーション、もしくは流動性のポジションを定期的に調整またはリバランスする必要がある場合には売却することもあるという、実務上のリアリティを認識することを目的としたものです。潜在的な価値の実現に2つの経路をとることができるため、公正価値および償却原価の情報は両方とも、このカテゴリーの金融商品の将来のキャッシュ・フローについて財務諸表利用者による予測を支援する上で有益です。

金融機関は、金融資産のポートフォリオがこの FVOCI 事業モデル(回収および売却のために保有)に該当するか、または償却原価事業モデル(回収のために保有)に該当するか、あるいは、残余カテゴリーの FVPL カテゴリーに該当するのかを判断するために、全体的な事業目的を慎重に評価する必要があります。このようなポートフォリオについての事業モデルは多様である可能性があり、そのため個別のポートフォリオの要素を評価するに際に判断が必要とされます。

## FVPL 事業モデル

金融資産(または金融資産グループ)が、「回収のために保有」または「回収と売却の両方のために保有する」事業モデルのいずれかで保有されていない場合、FVPL で測定する必要があります。

FVPL は、新しい基準における残余の測定区分です。それにもかかわらず、新基準は、「売却するために保有する」事業モデルの識別方法に関する特定のガイダンスを提供しています。当該ガイダンスでは、企業が、資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的のために金融資産を管理している事業モデルであると記述しています。

企業は、資産の公正価値に基づき意思決定を行うとともに、その公正価値を実現するために資産を管理しています(例えば、トレーディング・ポートフォリオがこれに該当します)。企業が金融資産を保有しながら契約上のキャッシュ・フローを回収する場合であっても、その事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の双方によっては達成されません。これは、契約上のキャッシュ・フローの回収は事業モデルの目的達成の一部ではなく、それに付随して発生しているに過ぎないためです。

### PwC の見解

IAS 第39号の下で、公正価値に基づいて管理され、その業績を評価されるグループの一部として保有される資産は、FVPL で測定される分類に適格でしたが、この分類は強制ではありませんでした。新しい要求事項では、これらの金融資産は、FVPL に分類しなければならなくなります。

### 設例1:事業モデルの評価 — FVPL

ある企業が、後に証券化ビークルに売却することを視野に入れてローンを組成しています。ビークルへの売却時に、引き続きこのローンを連結財務諸表に認識しなければなりません、組成企業の個別財務諸表からは認識が中止されます。

**分析:**連結財務諸表において、ビークルが連結されていると仮定した場合、当該ローンは、認識を中止されていないため、契約上のキャッシュ・フローを回収するために管理されているポートフォリオの一部である(すなわち、会計上は「売却」とみなされない)可能性があります。しかし、組成企業の個別財務諸表において認識を中止されるため、契約上のキャッシュ・フローを回収する、または契約上のキャッシュ・フローを回収し売却することを目的としたポートフォリオの一部であるとみなすことはできません。そのため、このローンは、個別財務諸表において FVPL カテゴリーに分類しなければなりません。

### 契約上のキャッシュ・フローの分析

事業モデルの評価を行った後に、経営者は、資産の契約上のキャッシュ・フローが、元本および元本残高に係る利息の支払いのみを表しているかどうか(「SPPI 条件」)を評価しなければなりません。この条件は、金融資産(または金融資産グループ)が償却原価または FVOCI に分類されるために必要です。

IFRS 第 9 号は、契約上のキャッシュ・フローが元本および利息のみの支払いを表しているか否かの予備的評価を行う企業を支援するよう、「元本」および「利息」の定義を提供しています。

**元本:** 当初認識時に金融資産について企業が移転する金額。ただし、その元本の金額は、例えば元本が返済された場合など、金融資産の存続期間のあいだに変動することがある。

**利息:** 通常、貨幣の時間価値および信用リスクを補償するもの。ただし、利息は、その他の基本的な貸出リスクおよび一定期間にわたり金融資産を保有することに関連するコストに対する対価、ならびに、利益マージンを含む可能性がある。

IFRS 第 9 号は、SPPI である契約上のキャッシュ・フローを有する金融商品は、基本的な貸付契約と整合すると規定しています。

経営者は、金融資産を表示する通貨で、契約上のキャッシュ・フローが SPPI かどうかを評価しなければなりません。

株価や商品価格の変動に対するエクスポージャーなど、基本的な貸付契約と関連のない契約上のキャッシュ・フローのリスクまたはボラティリティへのエクスポージャーをもたらす契約上の特徴は、SPPI である契約上のキャッシュ・フローを生じません。例えば、転換社債や利益参加型ローンは、SPPI 条件を満たしません。

### PwC の見解

多くの組込デリバティブが、金融商品の契約上のキャッシュ・フローは元本および利息の支払いのみを表すという概念と整合しない変動性を、キャッシュ・フローにもたらしています。しかし、組込デリバティブが IAS 第 39 号の要求事項に密接に関連しているとみなされない場合、そのことがそのまま当該金融商品が新基準の下で償却原価または FVOCI の要件を満たさないということにはなりません。

IAS 第 39 号の下では区分処理を要求されたかもしれないものの、IFRS 第 9 号の SPPI 条件を満たす可能性のある一部の組込デリバティブ(キャップおよびフロアなど)があります。逆に、IAS 第 39 号の下では密接に関連しているとみなされる一部の複合契約が SPPI 条件を満たさず、FVPL で測定されるものに指定される場合もあります。以下の設例 2 を参照のこと。

## 設例 2: 契約上のキャッシュ・フローの評価

新基準には、契約上のキャッシュ・フローの評価方法について多くの設例が示されています。説明目的のため、設例のひとつを以下に示します。

金融商品 G は、永久金融商品ですが、発行企業はどの時点でも当該金融商品を償還し、保有者に額面金額と未払利息の合計を支払うことができます。金融商品 G は市場金利を支払いますが、支払直後に発行者が支払能力を維持できるのでなければ利息の支払いはできません。繰延べられた利息は、追加的な未収利息を生じません。

**分析:** 金融商品 G が永久商品であるという事実は、それ自体では、契約上のキャッシュ・フローが元本および元本残高に係る利息の支払いではないことを意味しません。事実、永久金融商品は継続的（複数回の）延長オプションを有しています。利息の支払いが強制であり、永久に支払われなければならない場合、そのようなオプションは、SPPI 条件を満たす契約上のキャッシュ・フローをもたらす可能性があります。

ただし、この設例では、契約上のキャッシュ・フローは SPPI 条件を満たしていません。つまり、発行企業は利息の支払いの繰延べを要求される可能性があり、追加の利息は、そのような繰延利息の金額には発生しないからです。その結果、利息の金額は、元本残高の貨幣の時間価値の対価ではありません。利息が繰延金額に発生する場合、契約上のキャッシュ・フローは、元本および元本残高に係る利息の支払いの可能性がありません。

## 条件変更された元本および利息の支払いのみ

新基準は、利息の貨幣の時間価値要素<sup>4</sup>の条件が変更されている場合（「条件変更された貨幣の時間価値要素」）、契約上のキャッシュ・フローが SPPI を表すかどうかの評価方法に関するガイダンスを提供しています。

金利の貨幣の時間価値要素が時間の経過のみを考慮しているかどうかを決定するためには、定性的アプローチおよび定量的アプローチの両方を用いることができます。

条件変更された貨幣の時間価値要素を評価する場合、新しい基準では、企業は、評価対象の金融資産を「完全な」（「ベンチマーク」）金融商品（すなわち、貨幣の時間価値要素が条件変更されなければ生じたであろうキャッシュ・フロー）と比較する必要があると提案しています。ベンチマーク商品のキャッシュ・フローと評価対象の金融商品のキャッシュ・フローとの差異が著しく異なる場合、その契約上のキャッシュ・フローは SPPI とはみなされず、当該金融商品は FVPL で測定しなければなりません。



「条件変更」がベンチマーク商品のキャッシュ・フローと大幅に異なるキャッシュ・フローをもたらす場合、SPPI テストを満たさない。

<sup>4</sup> 貨幣の時間価値は、時間の経過を考慮した利息要素です。

条件変更がベンチマーク商品のキャッシュ・フローと大幅に異なるキャッシュ・フローをもたらす場合、その金融商品は、SPPT テストを満たしません。

条件変更された貨幣の時間価値要素を有する金融商品のキャッシュ・フローが、ベンチマーク商品のキャッシュ・フローと大幅に異なる、または異なることが、分析をほとんどまたは全く行わなくても明らかな場合には、詳細な定量的評価を行う必要はありません(すなわち「定性的評価」のみ)。

このテストの範囲に含まれる金融商品の定性的評価を行うにあたり、以下のいくつかの要因を考慮する必要があります。

- 企業は、金融商品の契約上の割引前キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値要素が条件変更されていない場合に生じる契約上の割引前キャッシュ・フロー(すなわち、ベンチマーク・キャッシュ・フロー)と比較する。
- 評価されている条件変更を除き、適切で比較可能な「ベンチマーク」金融商品は、同じ信用度と同じ契約条件(例えば、同じ更改条件)を有する金融商品である。
- ベンチマーク商品は、実際の金融資産または仮想上の(すなわち、市場に存在する必要がない、または市場条件に基づいていない)金融資産である。
- 企業は、各報告期間に、または金融商品の存続期間において累計的に、条件変更された貨幣の時間価値要素の影響を検討しなければならない。
- 企業は、すべての可能性のあるシナリオではなく合理的に可能性のあるシナリオのみを考慮する。ただし、新基準は、一定の範囲のシナリオを要求している。これは、複数のシナリオを評価する必要があることを意味する。

#### **PwC の見解**

条件変更された貨幣の時間価値要素を有する負債性金融商品を適切に分類および測定するために、負債性金融商品は当初認識時に評価されます。例えば、毎年 10 年物金利に改定される変動利付債の改定の特徴を有する 10 年満期の社債を仮定します。この金利は、社債の当初の満期に連動しています。

テストでは、この社債の契約上の割引前キャッシュ・フローを、1 年物金利に毎年更改される社債のキャッシュ・フローと比較します。2 つの社債のキャッシュ・フローが大幅に異なる可能性があるかどうかを検討する必要があります。このテストでは、多くの異なる金利のシナリオ、および、1 年物金利と 10 年物金利の関係が金融商品の存続期間にわたってどのように変化し得るのかについて検討しなければなりません。しかし、考慮する必要があるのは、すべての可能性のあるシナリオではなく、合理的に可能性のあるシナリオだけです。合理的に可能性のあるシナリオにおいて、そのキャッシュ・フローがベンチマーク・キャッシュ・フロー(すなわち、1 年物の金利に基づくキャッシュ・フロー)と大幅に異なっている場合、当該社債は SPPI 条件を満たさないこととなります(したがって、FVPL で測定しなければなりません)。

一部の国・地域において、政府または規制当局が金利を設定しています。このようなケースの一部では、貨幣の時間価値の要素の目的は、時の経過のみに対する対価を提供することではありません。しかし、そのような規制対象金利が時の経過に対する対価とおおむね整合する対価を提供し、基本的な貸付タイプの関係と整合しない契約上のキャッシュ・フローのリスクまたは変動性に対するエクスポージャーを生じない場合には、SPPI の条件を適用する目的上、規制対象金利を貨幣の時間価値に対する対価の代替数値として使用することができます。このケースにおいて、定性的評価は、金融資産が SPPI 条件を満たすと評価するのに十分といえます。

#### **PwC の見解**

規制対象の金利に関するこの例外は、例外がなければ規制対象金利のために金融商品が SPPI 条件を満たさず、そのため FVPL に分類することになる一部の国・地域に救済を与えます。

審議中に、IASB は、中国における特定のローンの事案を分析しました。この事案では、金利は政府によって規制されており、金利の更改は、満期までの残余期間または翌更改日までの期間に基づくのではなく、ローンの当初満期に基づいて行われる(例えば、金融商品の当初満期が3年であれば金利は3年物金利で更改される)か、あるいは、一部のケースではまったく金利更改が行われません。

この例外のもとで、規制金利が、時の経過と広い範囲で一致する対価をもたらす、基本的な貸付契約と整合しない契約上のキャッシュ・フローにおいてリスクまたはボラティリティへのエクスポージャーをもたらさない限り、この種の特徴によって金融商品が SPPI 条件を満たさなくなることはないこととなります。

#### **「僅少」という特徴**

企業は、資産の契約上のキャッシュ・フローに「僅少(de minimis)」な影響しか与えない場合、SPPI を表さない契約上のキャッシュ・フローの特性を考慮する必要はありません。

その影響が「僅少」であるか否かを検討するにあたり、企業は、各報告期間において契約上のキャッシュ・フローの特性の可能性のある影響を考慮し、その影響は金融商品の存続期間にわたって累積的に考慮しなければなりません。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性が契約上のキャッシュ・フローに僅少とはいえない影響を与える可能性があるものの、キャッシュ・フローの特性が真正でない場合には、その特性は金融資産の分類に影響しません。

#### **PwC の見解**

新基準は、キャッシュ・フローの特性は、極めて稀で異常な、発生する可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみ当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローに影響するものであれば、真正ではない、と定めています。実務上、契約上の特性が真正ではないとみなすことが可能かどうか、そして、キャッシュ・フローが SPPI であるかを評価する際に無視できるかどうかを評価するためには、判断が要求されます。

### 設例 3: 「僅少な」影響を有するキャッシュ・フローの特徴

金融資産は、規制当局への財務諸表の適時提出など、適用される規制上の要求事項を遵守することを発行体に要求する契約条項を含んでいます。発行体が遵守を怠った場合、財務諸表が提出されるまで 1 日につき定額料金を支払うことが要求されています。

**分析:** 発行体が財務諸表の適時提出を怠ったかどうか契機となる料金の存在は、資産の契約上のキャッシュ・フローへの影響が常に「僅少」であるため、SPPI 条件に合致しません。資産の契約上のキャッシュ・フローが常に「僅少」である限り、これは、性質または契機にかかわらず、すべての特徴に当てはまります。

### キャッシュ・フローに影響する偶発事象

新しい基準では、キャッシュ・フローに影響する偶発事象は SPPI とみなされるか否かを明確化しています。企業は、契約条項により金融商品の存続期間にわたって生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローが SPPI 条件を満たすか否かを決定しなければなりません。この決定を行うために、経営者は、契約上のキャッシュ・フローの変動前後において発生する契約上のキャッシュ・フローを評価しなければなりません。偶発事象の性質自体は契約上のキャッシュ・フローが SPPI を表すかどうかを評価する上での決定的な要因ではありませんが、ひとつの指標である可能性があります。

### 設例 4: 条件付きの契約上のキャッシュ・フロー

金融機関でない企業が、金利 LIBOR+2% で利払いする社債を保有しています。この金融商品の契約条項は、発行企業の信用格付けが変更された場合に、金融商品全体の金利は LIBOR+3% に改定されると定めています。

**分析:** 契約上のキャッシュ・フローのこの変更は、当該金融商品の信用リスクの増大を考慮した結果である可能性が高いといえます。そのため、SPPI 条件を満たします。ただし、所定の株式指数が特定のレベルに達したときに金利が更改される場合、そのような契約上のキャッシュ・フローの変動が金融商品の存続期間にわたり SPPI である契約上のキャッシュ・フローをもたらす可能性は低いといえます。

### 期限前償還および延長オプション

新基準は、期限前償還または延長オプションを含む金融資産についての追加的ないくつかの検討事項を含んでいます。

IFRS 第 9 号は、契約条項により、金融商品の存続期間にわたって生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローが SPPI 条件を満たすかどうかについて、引き続き、企業が決定しなければならない旨を定めています。以下は、SPPI 条件を満たす契約条項の例です。

- 期限前償還の金額が元本および元本残高に係る利息の未払金額を表す場合、発行企業（すなわち、債務者）に負債性金融商品の期限前償還を認める、または保有者（すなわち、債権者）に発行企業に対して負債性金融商品を期限前に返還することを認める契約条件。これは、契約の早期終了についての合理的な追加的補償を含んでいる場合がある。
- 延長オプションの条件が、延長期間中、SPPI である契約上のキャッシュ・フローをもたらす場合、発行企業または保有者が負債性金融商品の契約条件を延長することを認める契約条項。これは、契約の延長について、合理的な追加的補償を含んでいる場合がある。

さらに、期限前償還の特徴のために SPPI 条件を満たしていないが次の条件を満たす金融商品について、例外を設けています。

- 企業が、契約上の額面金額に対するプレミアムまたはディスカウントで、金融資産を取得もしくは組成している。
- 期限前償還の金額が、契約上の額面および未収(であるが未払)利息を実質的に表している(これは、契約の早期終了に対する合理的な追加補償を含んでいる可能性がある)。
- 金融資産の当初認識時における期限前償還の特徴の公正価値が僅かである。

これらの条件が満たされる場合、金融資産が SPPI 条件を満たしていなくても、償却原価または FVOCI カテゴリーの中に引き続き含まれる可能性があります。

#### **PwC の見解**

企業結合または固定金利ローンのポートフォリオの取得という状況で、取得企業は、貸借対照表上において、公正価値でローン・ポートフォリオを認識します。取得企業は、取得日に存在する事実および状況に基づき取得したローンを分類しなければなりません。

多くの欧州諸国では、リテール・モーゲージは、法律により、特定の閾値で上限が設定されている違約金付きの期限前償還オプションを設けることが義務付けられています。そのため、借手は、金利が下がれば、期限前償還オプションを行使する可能性が高まります。統計的に、借手は、モーゲージの期限前償還について金銭的インセンティブ(すなわち、より有利な金利での借り換え)を有することがありますが、かなりの割合の借手は、期限前償還オプションを行使しません。その理由は、各借手にとって価値のある期限前償還オプションであるにもかかわらず、金利が下がっている期間では、モーゲージの公正価値が期限前償還オプションの行使価格よりも依然として価値がある可能性があるからです。

新しいモデルでは、上記の条件を満たさない限り、この特徴により、当該ローンは SPPI 条件を満たさず、企業結合後に FVPL に分類される可能性があります。

#### **契約上リンクしている商品(トランシェ)**

一部の金融資産の支払は、その他の金融資産のプールで受領する支払に契約上リンクしているものがあります。このような商品は、契約上リンクしている商品と呼ばれています。このような金融商品の保有者は、発行者が、そのトランシェよりも高い順位のトランシェへの支払を行うのに十分なキャッシュ・フローを生み出す場合にのみ、元本および元本残高に対する利息の支払いを受ける権利を有しています。

このような契約上リンクしている商品(トランシェ)の保有者にとっての分類要件は、企業が「ルックスルー」アプローチを用いて投資を当初認識した日付現在の条件に基づいて評価しなければなりません。このアプローチは、商品自体の条件を検討するとともに、原金融商品プールをルックスルーします。この評価では、これらの原金融商品の特徵と、原金融商品プールに関連する信用リスクへのトランシェのエクスポージャーの両方を考慮します。

(原金融商品プールをルックスルーしない)トランシェ自体は、償却原価または FVOCI で個別のトランシェを測定するため元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生み出していないければなりません。原金融商品プールは、元本および元本残高に対する利息のみの支払である契約上のキャッシュ・フローを有する商品を 1 つ以上含んでいなければなりません。この文脈において、原金融商品プールは、キャッシュ・フローをパス・スルーするのではなく、生み出す金融商品です。

原金融商品プールは、次のいずれかの商品も含む場合があります。

- 原プールに含まれる金融商品の変動性を減少させる商品（例えば、金利キャップ、金利フロアー、または原商品プールの信用リスクを減少させる契約）
- 次の点のみの差異に対処するために、トランシェのキャッシュ・フローと原金融商品プールのキャッシュ・フローとを一致させるもの
  - 金利が固定型か変動型か
  - キャッシュ・フローが表示される通貨（当該通貨のインフレーションを含む）
  - キャッシュ・フローの時期

さらに、評価されているトランシェの信用格付けは、原金融商品プールに資金供給する単一のトランシェに適用される信用格付けと同等またはそれ以上でなければなりません。

#### **PwC の見解**

*新基準は、確率加重平均の信用リスクテストの実施方法についての記載がありません。簡単な方法として、それが明確な答えを示す場合には、トランシェの信用格付けを原資産プールの平均の信用格付けと比較することができるでしょう。明確な答えを示さない場合、保有するトランシェの相対的な変動性を原資産の変動性と比較するという、より複雑な定性的評価が求められる可能性があります。*

プールに含まれる金融商品が以下の場合、トランシェは FVPL での測定を要求されます。

- 上記に概要を示した条件を満たさない場合
- 当初認識以後に、原金融商品プールの構成が適格条件をもはや満たさなくなるなどの変更が生じた場合
- ルックスルーが実務上可能でない場合

しかしながら、原商品プールが上記の条件を満たさない資産によって付保された金融商品を含んでいる場合、企業が担保を支配する意図をもってそのトランシェを取得していない限りにおいて、その担保は無視されます。

#### **PwC の見解**

*商品ごとに詳細な分析を行う必要はありません。ただし、経営者は、プールの金融商品が上記に説明されている条件を満たすか否かを決定するために、適切な判断を用い、十分な分析を行わなければなりません。*

#### **ハンリコース**

ハンリコース条項は、債務者が担保付きの債務についてデフォルトに陥った際に、債権者は、その請求権を回復するため、担保資産（金融資産か非金融資産かにかかわらず）のみを責任財産とすることを認める契約です。債務者が支払を怠った場合、そして、特定の資産が請求の全部を充足させることができない場合、債権者は、債務者の他の資産に対する法的遡及権を有していません。金融資産がハンリコースであるということ自体は、金融資産が償却原価または FVOCI に分類される条件を満たすことを必ずしも妨げません。

ハンリコース条項が存在している場合、債権者は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが SPPI であるか否かを判定するために特定の原資産またはキャッシュ・フローを評価（すなわち「ルックスルー」）することを要求されます。金融資産の条件が他のキャッシュ・フローを発生させる、または SPPI 条件と整合しないやり方でキャッシュ・フローを制限する場合、この金融商品は、FVPL でその全体を測定されます。SPPI 条件に

整合しない可能性のある例は次のとおりです。

- 契約上支払うべきキャッシュ・フローの金額が資産の業績によって異なる場合(有料道路を走行する自動車の台数が、支払われた通行料の金額を決定する場合など)
- 原資産の価値によって異なる金額で期限前償還が可能なローン

#### **PwC の見解**

ノンリコースという特徴の存在がノンリコース・ローンの償却原価または FVOCI での分類にどのように影響するかについて、限定的なガイダンスしかありません。このような貸付関係のタイプを評価するためには判断が必要になります。

#### **設例 5: 資本性金融商品のポートフォリオに対するノンリコース**

銀行が固定金利および確定している満期日で借手にローンを提供しています。このローンは、資本性金融商品(株式)ポートフォリオに対してノンリコースによる担保で保全されています。そのため、ローンの満期に、借手は株式を売却し、その売却代金を用いてローンの期限前償還を行うことを意図しています。借手は、株価の上昇分については保持しますが、銀行が損失を被ることになります。この場合の価格設定は、株式の売建プットオプションと同じです。

**分析:** 期限前償還される金額は資本性金融商品の成績によって異なるため、ローンは、SPPI の要求事項を満たさない可能性が高いといえます。

#### **分類変更**

新基準は、いったん当初の分類が決定されたのちに、企業がいつ金融商品(のグループ)を分類変更すべきかについてのガイダンスを提供しています。

IFRS 第 9 号は、経営者が事業モデルを評価した日付における企業の見積りとは異なるやり方でキャッシュ・フローが実現された場合に、その事実が企業の財務諸表における過年度の誤謬とならないと(IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って)定めています。例えば、企業が資産を分類したときの予想よりも多いまたは少ない金融資産を売却する場合があります。また、事業モデルの評価を行った時点で入手可能なすべての関連性のある客観的情報を考慮する限り、企業は、当該事業モデルで保有される残りの金融資産(すなわち、企業が過年度に認識し、保有し続けている金融資産)の分類を変更しません。

企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、分類変更は処理されなければなりません。事業モデルに対する変更は稀にしか起こらないと予想されます。こうした変更は、企業の上級経営者が外的または内的な変化の結果として判断しなければならず、企業の事業活動によって重要で、外部当事者に対して実証できるものでなければなりません。企業の事業モデルの変更は、企業が事業にとって重要な活動を開始、または中止のいずれかの時点で発生します。

分類変更は、分類変更日から将来に向かって会計処理する必要があります。企業は、それまでに認識した利得、損失(減損利得または損失を含む)、または利息については修正再表示できません。

以下の表は、異なる分類変更のシナリオとその会計上の影響と結果を示しています。

当初の測定区分	新しい測定区分	会計上の影響
償却原価	FVPL	公正価値は分類変更日に測定される。帳簿価額との差異は純損益に認識しなければならない。
FVPL	償却原価	分類変更日の公正価値がその新しい帳簿価額になる。 <sup>5</sup>
償却原価	FVOCI	公正価値は分類変更日に測定される。帳簿価額との差異は OCI で認識しなければならない。実効金利は分類変更の結果として調整されない。
FVOCI	償却原価	分類変更日の公正価値がその新しい帳簿価額になる。OCI の利得または損失の累計額は、分類変更日の金融資産の公正価値について調整される。
FVPL	FVOCI	分類変更日の公正価値がその新しい帳簿価額になる。 <sup>5</sup>
FVOCI	FVPL	分類変更日の公正価値がその新しい帳簿価額になる。OCI の利得または損失の累計額は、分類変更日の純損益に分類変更される。

### 資本性金融商品

資本性金融商品に対する投資は、常に公正価値で測定されます。資本性金融商品は、発行体の立場から、IAS 第 32 号に定義される資本の定義を満たす商品です。売買目的で保有されている資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして分類することが要求されています。他のすべての資本について、経営者は、当初認識時において商品ごとに、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益 (OCI) に表示するという取消し不能な選択を行う能力を有しています。この選択を行った場合、投資のリターンである配当金を除き、すべての公正価値の変動は、OCI に含まれます。OCI から純損益へのリサイクル (例えば、持分投資の売却時) も、減損の要求事項ありません。ただし、企業は、利得または損失の累計額を資本に移転することがあります。

#### 設例 6: プッタブル株式への投資

企業 (保有者) が、発行済みのプッタブル株式を有するファンドに投資しています。すなわち、保有者が、純資産の比例持分と交換で、ファンドに株式を戻す権利を有しています。

**分析:** このプッタブル株式は、発行体の立場から、資本に分類しなければならないとする要求事項を満たしている可能性があります。これは、IAS 第 32 号における例外です。IAS 第 32 号の第 16A 項から 16E 項の規定を満たす金融商品は、IAS 第 32 号の資本の定義を満たしません。

そのため、プッタブル株式への投資は、IFRS 第 9 号の資本性金融商品とみなすことはできないため、FVPL として分類することが要求されます。これらは負債に対する投資とみなされますが、SPPI 条件を満たしていません。

<sup>5</sup> 分類変更日の公正価値に基づいて実効金利が決定されます。

### 設例 7: 資本性金融商品

ある企業(保有者)が、発行企業の選択で償還可能であり、普通株式の配当を行わない場合には無期限で繰り延べることができる固定利払いの劣後永久債に投資しています。

**分析:** 発行企業は、金融資産に関連するキャッシュ・フローを支払う契約上の義務を有しておらず、そのため、IAS 第 32 号の下で当該商品を資本として分類します。保有者は、IFRS 第 9 号の下で FVOCI に当該投資を分類するか、FVPL 測定として分類するオプションを有しています。

さらに、新しい基準は、公正価値が信頼性をもって決定できない場合に、相場価格のない持分投資を取得原価で測定することを求める IAS 第 39 号の要求事項を削除しています。しかし、新基準は、限定的な状況において、取得原価が公正価値の見積りとなる場合があると示唆しています<sup>6</sup>。例えば、これには、公正価値を測定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合、または、可能な公正価値測定の範囲が広く、当該範囲の中で取得原価が公正価値の最善の見積りを表す場合が含まれています。IFRS 第 9 号には、取得原価が公正価値を表さない可能性のある兆候として、次のようなものが含まれています。

- 予算、計画または目標との比較における、投資先の業績の著しい変化
- 投資先の技術的な製品に係る目標の達成に関する予想の変化
- 投資先の株式またはその製品もしくは潜在的な製品の市場の著しい変化
- 世界経済または投資先が営業を行っている経済環境の著しい変化
- 類似企業の業績または市場全体による暗黙の評価の著しい変動
- 不正、事業上の紛争、訴訟、経営陣又は戦略の変更といった、投資先の内部的事項
- 投資先(株式の新規発行など)または第三者間での資本性金融商品の移転のいずれかによる、投資先の株式に関する外部取引からの証拠

### 金融負債

IFRS 第 9 号の下での金融負債の分類および測定は、企業が金融負債を FVPL で測定することを選択している場合を除き、IAS 第 39 号と同じです。そのような負債について、自己の信用リスクの変動に関連する公正価値の変動は、OCI で個別表示されます。

自己の信用リスクに関連する OCI における金額は、負債の認識が中止され、その金額が実現された場合であっても、純損益にリサイクルされません。しかし、新しい基準は、資本内での振替を認めています。

企業は、依然として、金融負債に組み込まれたデリバティブが、主契約に密接に関連していない場合は区分することを要求されています。組込デリバティブの区分処理に関するガイダンスは、IAS 第 39 号におけるガイダンスと整合します。

<sup>6</sup> 「結論の根拠」の中で、IASB は、金融機関や投資ファンドが保有する持分投資にはこれは適用されないと述べています。

## 経過措置

IFRS 第9号は、企業が当基準の早期適用することを許容しています。ただし、企業は、2015年2月1日以後、IFRS 第9号の最終版のみを早期適用できます(旧版は早期適用できません)。

企業が当基準の早期適用を選択する場合、ヘッジおよび自己の信用リスクを含む新基準のすべての規定を適用しなければなりません。ただし、企業は、IFRS 第9号のヘッジ会計を提供するか、引き続きIAS 第39号のヘッジ会計を適用するかのいずれかの会計方針の選択を有しています。この会計方針の選択は、マクロヘッジ・プロジェクトが完了するまではこの会計方針の選択を利用でき、その方針はすべてのヘッジ関係に首尾一貫して適用しなければなりません。

さらに、企業は、新基準における要求事項の残りを適用せずに、自己の信用リスクの要求事項のみを早期適用することを選択できます。このオプションは、2018年1月1日の強制発効日まで利用することができます。

当基準は(一部例外がありますが)遡及適用しなければなりません<sup>7</sup>が、初度適用した日付時点で、経営者は、当該日付時点で存在する事実に基づいた事業モデルの評価を行うことが要求されています。

### PwCの見解

経営者は、初度適用日現在に存在する状況に基づき、事業モデルの評価を行うことが要求されています。しかし、経営者は、金融資産の当初認識した日付時点で存在した事実に基づき、金融資産がSPPI条件を満たしているか否かを判定する必要があります。

比較情報の修正再表示は要求されていませんが、企業が事後的判断を使用せずに修正再表示を行うことが可能な場合には、比較情報の修正再表示が認められています。企業が比較情報を修正再表示しない場合、新基準の適用の影響について、初度適用した事業年度における利益準備金の期首残高を調整しなければなりません。

IFRS 第9号には、遡及適用を容易にするため、いくつかの実務上の簡便処理が含まれています。これらの簡便処理のすべてを初度適用日に適用しますが、これは新基準の公表後の報告期間の期首でなければなりません。

### 移行時の実務上の簡便処理

- 当初適用日において、以下を行うことが実務上不可能な場合、
  - 金融資産の当初認識時に存在する事実および状況に基づいて改変された貨幣の時間価値の評価
  - 金融資産の当初認識時に存在する事実および状況に基づき、期限前償還の特徴の公正価値が重大でないか否かの評価

経営者は、貨幣の時間価値要素の条件変更に関連する要求事項または期限前償還の特徴についての例外を考慮せずに、当該資産の当初認識時に存在する事実および状況に基づいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴を評価しなければなりません。

<sup>7</sup> 当初適用日は、企業が新基準を最初に適用した日付であり、報告期間の期首でなければなりません。

- 実効金利法を遡及適用することが実務上不可能な場合には、企業は、以下のように処理しなければなりません。
  - 各比較期間末時点の金融資産または金融負債の公正価値を、企業が過年度を修正再表示する場合の償却原価として表示する
  - 当初適用日時点の金融資産または金融負債の公正価値を、当該金融資産または金融負債の新たな償却原価として表示する

### 経過的開示

移行時に、企業は、IFRS 第 9 号の当初適用から生じる変更を財務諸表利用者が理解できるように、詳細な財務情報を提供する必要があります。たとえば、企業は、以下を開示する必要があります。

- 金融資産および金融負債の各クラスについて、当初の測定区分および帳簿価額 (IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の旧版に従って決定されたもの)ならびに IFRS 第 9 号に従って決定された新しい測定区分および帳簿価額
- これまで純損益を通じて公正価値で測定するものに指定されていたが新基準では指定されない、財政状態計算書における金融資産および金融負債の金額を、IFRS 第 9 号が企業に分類変更することを要求しているものと、企業が当初適用日に分類変更することを選択したものとに区別して開示する。
- (i) 新基準の分類要件の適用方法、および(ii) 当初適用日に純損益を通じて公正価値で測定するものとしての金融資産または金融負債の指定または指定中止の理由、について財務諸表利用者が理解できる情報
- 帳簿価額の変動について利用者が理解できる情報および FVPL カテゴリーからの分類変更に関する情報

IFRS 第 7 号「適用指針」(IFRS 第 9 号によって修正)の一部として、開示例が示されています。

#### **PwC の見解**

企業が金融資産または金融負債を、当初適用日現在の新しいグロスの帳簿価額として処理する場合 (上記の実務上の簡便処理を参照)、認識が中止されるまで、各報告期間に開示しなければなりません。

## 適用上の課題

経営者は新しい事業モデルの要求事項を踏まえて金融資産の分類を評価する必要があるため、「分類および測定」の新しい要求事項は、特に金融機関にとって難しい課題になります。この新しいモデルは、IAS 第 39 号の従前のガイダンスと実質的に異なります。事業モデルの評価は、事実や状況によって大きく異なる高度の判断を要する領域であり、そのため企業は、その評価の背後にある根拠 (SPPI 条件を含む) を文書化すること、ならびに、新基準の要求事項を満たすか否かを判定するために売却を監視することが期待されます。

事業モデルの評価の一部は、企業が事業モデルにおける目的をどのように達成したかの実績 (例えば、重要であり継続的な売却があったか否か) に依存していることから、企業は、十分な過去の実績の比較を行うために、可能な限り早急にこの情報の追跡を開始しなければなりません。

このプロセスは、かなり時間がかかることがあり、そのため、企業は、新基準の発効日に備えて、IFRS 第 9 号への移行計画の策定に着手することが推奨されます。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.